

【表紙】

【発行登録番号】	27 - 関東85
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月24日
【会社名】	株式会社神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 博也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078(261)4066
【事務連絡者氏名】	執行役員法務部長 大久保 安
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078(261)4066
【事務連絡者氏名】	執行役員法務部長 大久保 安
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成27年7月2日）から2年を経過する日（平成29年7月1日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 6,000,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注2）新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定（注1）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定（注2）
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注1）当社取締役会が、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるために別途定める基準日（以下、「割当日」といいます。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。株主に割り当てる新株予約権の総数は、割当日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式を除きます。）を上限とします。

（注2）新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社神戸製鋼所 普通株式 単元株式数は1,000株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 新株予約権 1 個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行いません。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権 1 個当たり 1 円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定 新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	1 大規模買付者(大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本(2)において同じです。)は新株予約権を行使できないものとします。(注1) 2 当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。 3 新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。(注1) 4 適用ある法令(外国の法令を含みます。以下、本(2)において同じです。)上、新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り新株予約権を行使することができます。なお、新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、新株予約権の行使が法律上認められない場合には、新株予約権を行使することができません。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。 2 当社は、新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する新株予約権以外の新株予約権を、新株予約権 1 個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注1)

「大規模買付行為」とは、(i)持株割合(下記 に定義します。以下同じです。)が15%以上となる当社株券等(下記 に定義します。以下同じです。)の買付けその他の取得、および()結果として持株割合が15%以上となる当社株券等の公開買付けをいいます。

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者をいいます。

「持株割合」とは、上記 (i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記 ()の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお、持株割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

「特定株主グループ」とは、上記 (i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記 ()の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。)を行なう者およびその特別関係者、ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

（2）【手取金の使途】

未定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

当社は、平成27年4月28日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針を採用することを決定し、平成27年6月24日開催の当社第162回定時株主総会において、本対応方針における当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを順守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプランの導入につき、株主の皆様のご承認をいただきました。その内容は以下の通りであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連等様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。また、平成25年5月に策定した「中期経営計画」で掲げた「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」としての取組み、すなわち「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」と「電力供給事業の拡大」を推進し、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」という当社の将来像を実現し、中長期的に企業価値の向上を図っていくことが、多様なステークホルダーの方々に対して企業としての社会的責任を果たすことにつながると認識しております。

このような観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM & A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに相当期間の交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

2. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき、一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(1) 本プランの趣旨

本プランは、当社株券等（下記注2に定義します。以下同じです。）に対する(i) 持株割合（下記注1に定義します。以下同じです。）が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および、(ii) 結果として持株割合が20%以上となる当社株券等の公開買付け（以下、(i)と(ii)を総称して「大規模買付行為」といいます。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に求めるとともに、(a) 提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討や評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでの間、および、(b) 当該期間が経過した後であっても、対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされるまでの間、当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会是对抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るため必要と判断される場合には、当社取締役会是对抗措置を発動することがあります。なお、この検討期間は、下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」およびコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が平成27年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」を踏まえて設計されたものです。

(注1)「持株割合」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たり、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）については、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

(注2)「当社株券等」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

(2) 独立委員会の設置および株主意思確認総会の利用

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を別紙2に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が当該大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止等の可否についての当社取締役会への勧告をはじめとして、別紙2に記載する事項について審議および決議を行ないます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとし、

(3) 本必要情報の提供

(a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト(以下、「本必要情報リスト」といいます。)により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

2) 本必要情報の具体的内容(例)

大規模買付者およびそのグループ会社その他の関係者の概要

大規模買付行為の目的、方法および内容(買付けを予定する持株割合を含みます。)

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容

買付対価の算定根拠

買付資金の裏付け(大規模買付者に対する資金または保証・信用等の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。)

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、(設備)投資計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠

当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および内容

(c) 本必要情報提供に係る手続き

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいた上、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります(ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求める等、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします。)。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供さ

れた本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を、それぞれ当社取締役会および独立委員会の検討評価期間(以下、「買付行為評価期間」といいます。)として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行いません。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否か、または株主意思確認総会を招集すべきか否かを当社取締役会に勧告するものとします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大30日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行いません。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

もっとも、下記(6)に記載のとおり、独立委員会が、対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合等においては、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施します。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する議案が可決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の発

動等に関する決議を行ない、当該総会において、当該議案が否決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の不発動等に関する決議を行なうものとします。

2) 対抗措置をとる場合

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合(いわゆる焦土化経営)

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合(なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合(なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。)

大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行なうことをいいます。)等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ(軽微な毀損は除きます。)、その結果、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 対抗措置の発動手続き(公正性の担保)

上記(5)に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否か、および株主意思確認総会を招集するか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置を発動すべきか否か、または株主意思確認総会を招集すべきか否かについて勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとします。なお、株主意思確認総会を開催する場合には、その前提として、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行なうものとします。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主意思確認総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する議案が可決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の発動等に関する決議を行ない、当該株主意思確認総会において、当該議案が否決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の不発動等に関する決議を行なうものとします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の内容(新株予約権無償割当て)

上記(5)および(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者(下記注に定義する大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。)は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし(以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。)、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日(以下、「割当日」といいます。)を定めます。

(注) 「特定株主グループ」とは、上記(1)(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記(1)(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。)を行なう者およびその特別関係者、ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行いません。

(c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日

本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権1個当たり1円とします。

(e) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

適用ある法令(外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。)上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権について、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとする等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

(i) 端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止等

独立委員会は、一旦対抗措置の発動または株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、下記のような事情がある場合には、対抗措置の発動または株主意思確認総会の招集について異なる判断を行ない、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させるまたは取得することが相当でないこと、独立委員会が判断するに至った場合には、対抗措置の発動または株主意思確認総会の招集について異なる判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等を行なうか否かまたは株主意思確認総会を招集するか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものとします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成27年6月に開催予定の当社第162回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものとします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきたくことといたします。

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成27年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

別紙 独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成されることとし、当社取締役会が委員を選任するものとします。独立委員会は、互選により、委員の中から1名を独立委員会の委員長に選任するものとします。

2. 任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任されることを妨げないものとします。

3. 権限および責任

独立委員会は、下記 から までに記載する事項について審議および決議を行ない、下記 から までについては、当該決議に基づき当社取締役会に対して勧告を行なうものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行ないます。

大規模買付者の提供した情報が大量買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものであるか否か

本必要情報提供期間の延長が必要か否か

本必要情報の全部または一部を公表するか否か

買付行為評価期間の延長が必要か否か

本プランに定める手続きが遵守されたか否か

（大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が独自に提供した情報の分析および評価を踏まえた上で）対抗措置をとるべきか否か

対抗措置の中止等を行なうべきか否か

株主意思確認総会の招集が必要か否か

その他当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上に関連する事項であって当社取締役会が諮問した事項

4. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の現任委員が全員出席し、その過半数をもって行なうことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもって行なうこともできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当該勧告決議には独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

5. その他

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、大規模買付者による提案が行なわれない場合であっても、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況等上記3.に記載の決議を行なうために必要な情報の収集および共有を行なうことといたします。

以上

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第162期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月24日関東財務局長に提出

事業年度 第163期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） 平成28年6月30日までに関東財務局長に提出
予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第163期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第163期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第163期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月15日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第164期第1四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日） 平成28年8月15日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第164期第2四半期（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日） 平成28年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第164期第3四半期（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日） 平成29年2月14日までに関東財務局長に提出予定

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（平成27年6月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。